

# インフルエンザによる出席停止の手続きについて

## ～病院で「インフルエンザです」と言われたら……～

令和2年から令和3年につきましては、インフルエンザにかかった際の手続きが下記のように変わります。その他の感染症（水ぼうそうなど）は、今まで通り、治った際に、医師に報告書を記入してもらってから登校です。

「インフルエンザにおける療養報告書」は、この用紙の裏面か、休泊中ブログから印刷してお使いください。

記

保護者 様

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

群馬県医師会

群馬県教育委員会

群馬県では、インフルエンザにかかり出席停止となった児童生徒が登校を再開する際には、医師の治癒証明書をいただいております。令和2年から令和3年におけるインフルエンザ流行期においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校への提出書類を保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」に変更いたします。次回流行期以降の扱いにつきましては、改めてお知らせいたします。

なお、医師の診断により発症から5日を経過せずに登校が可能になった場合は、治癒証明書が必要となります。

### インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、「学校感染症通知書」に記入してもらう、または医師に登校可能予定日を確認する
- (2) 速やかに学校に報告する
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録する
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録する
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」「学校感染症通知書」を持って登校し、学校に提出する

〔参考〕インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」

※ 「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。

※ 「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過した日となります。

### 出席停止期間のめやす表

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8日目			
例1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱		登校可能								
例2	発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱									
例3	発症から3日目に解熱した場合	発熱									解熱		
例4	発症から4日目に解熱した場合	発熱									解熱		
例5	発症から5日目に解熱した場合	発熱									解熱		

※ 「発症した後5日」、「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。